

(平成17年度支援)

原状回復事業事例：神奈川県茅ヶ崎市建設木くず事案

事案の類型	解体業者による自社処理物の過剰保管・不適正処理
事案の場所	神奈川県茅ヶ崎市内
行為者	神奈川県茅ヶ崎市内 A社 代表取締役B
規模及び種類	投棄面積；約1,800m ² 投棄量；約7,000m ³ 木くず、廃プラスチック類、がれき類等の建設混合廃棄物
支障のおそれ	木くず等の建設混合廃棄物が自社保管場所と称する土地に大量に搬入され、産業廃棄物処理基準に適合しない状態で高さ10mに及ぶ野積み状態で投棄処分した状況が継続されていたが、その後、産業廃棄物の一部が崩落し、さらに、残りの産業廃棄物が隣地へ崩落するおそれ及び産業廃棄物（木くず）の発酵による発火のおそれがあった。
対策工の概要	当該現場で産業廃棄物を簡易分別後、金属くずは無償譲渡、木くず等は地元市焼却施設で焼却処分（産業廃棄物の一部撤去工事）、土砂・がれきは現場保存（産業廃棄物の崩落防止工事）
除去した廃棄物の種類及び量	排出・処分量 908.67t 木くず等 738.67t 金属等 170.00t
代執行費用	65,050,050円
支援した資金額	48,787,000円

代執行前



【事案概要】

行為者であるA社は、平成15年1月に茅ヶ崎市内の山林を購入し、同年2月より他所に保管していた自社解体による建設系廃棄物の搬入を始め積み上げた。

県は、産業廃棄物を適正処理するよう行政指導を繰り返したもののA社は県の指導に従わず不適正な産業廃棄物の保管を続けた。

平成16年10月に産業廃棄物の一部が崩落し、さらに崩落するおそれがあったことから、平成17年3月に産業廃棄物の撤去も含めた崩落防止策を講じるよう措置命令を発したが、履行されなかったことから、生活環境保全上の支障を除去するため、不適正に処分された産業廃棄物を分別し、木くずを中心とした可燃廃棄物を搬出処分した。また、選別した廃棄物にセメントを混入しフレコンに詰めて根固め工に活用した。



代執行後

